

あなたの周りで、こんなことはありませんか？

どれも実際にあった事例です。

これ以外にも「もしかして消費者トラブル？」と思ったら、札幌市消費者センターにご相談ください。

事例

6

着払いで知らない荷物が届いた。

Kさんが在宅中、一緒に暮らす息子あてに着払いで突然荷物が届いた。ひとまず代金を払って受け取ったが、帰宅した息子に尋ねると、「そんなもの頼んでいない」。不思議に思って箱を開けたら、中はまったく心当たりのないDVDだった。



ポイント

「送りつけ商法(ネガティブ・オプション)」の事例。着払いや代引の場合は、支払う前に必ず確認してください。不審な荷物は受取を拒否しましょう。

事例

7

「作品を世に出すチャンス」と高額掲載料。

川柳サークルの周年記念として、地域に配布した句集。それを見て、大手出版社を名乗る男性が「あなたの作品は素晴らしい。ぜひ本に掲載してみませんか」と高額な掲載料を要求してきた。



ポイント

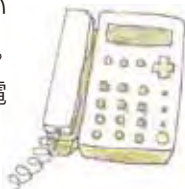
一概に悪質商法とはいえませんが、額や内容によっては「不当請求」の場合も。事前に確認が必要です。

事例

8

急に電話の本数が増えた。なぜか内緒の長電話。

一人暮らしのLさん宅に、急に電話の本数が増えた。ヘルパーがいる間にかかってくると「いま話せないから、あとで」とひそひそ声。相手のペースに乗せられているのか、電話勧誘を断りきれないようだ。



ポイント

あいまいな受け答えは良くありません。「買いません」「もう電話しないでください」としっかり意思を伝えましょう。

事例

9

読みきれない量の新聞がいつも積まれている。

一人暮らしのMさん宅に行くと、いつも読みきれない量の新聞が何紙も積まれている。景品につられて新聞勧誘を断りきれないのか、どう見ても多すぎる量だ。



ポイント

新聞の景品は景品表示法で制限されています。過量販売から身を守るためには「必要ありません」ときっぱり断りましょう。

事例

10

見知らぬ人に突然親しげに話しかけられた。

スーパーの休憩所で、若い女性から「亡くなった母に似ています」と声をかけられた。互いの身の上話をするうちに、手相を見てもらう仲に。後日「会いたい」と電話があり、自宅で商品を勧められた。



ポイント

巧みに収集した個人情報を利用し、訪問販売に至った事例。見知らぬ人に自分のことを詳しく話すのはやめましょう。

事例

11

通販でカニを買ったら大きさの違うものが届いた。

テレビショッピングでカニを買ったら、テレビで見た商品の広告表示と違うものが届いた。



ポイント

通信販売の苦情で多いのは「イメージと違う」「サイズ・色を間違った」「約束日までに商品が届かない」など。通販はクーリング・オフが適用されず、返品できるかどうかは事業者によります。注文の前に、返品についての表示を確認して購入するようにしましょう。ただし、表示がなければ、送料を負担して8日間以内に返品することができます。